

《研究論文》明治初期の東京における私立法律学校について

― 現存しない法律学校の史料紹介も兼ねて ―

瀬戸口 龍一
(大学史資料課)

はじめに

明治期の法律学校の歴史を振り返る際、公的機関としては、東京大学法学部、私的機関としては、慶応義塾大学・法政大学・専修大学・明治大学・早稲田大学・中央大学・日本大学などが取り上げられる例が多い。それは何故か。明治初期から中期にかけて創立されたこれらの学校が現存しており、それ故、各校に、または国や東京都の公文書館などの資料保存機関に史資料が数多く残っているからである。特に私的機関については、各大学のアーカイブズによる史料収集および研究蓄積も多大で、その成果は枚挙に暇がない¹⁾。

現存する私立法律学校の設立年代を挙げると、最も古い歴史を持つ法政大学の前身校・東京法学社が明治一三年(一八八〇)九月一二日に、続いて専修大学の前身校・専修学校が同年同月一六日に開校式を挙行している。その後、前述した学校たちが明治一〇年代から二〇年代にかけて誕生していくわけであるが²⁾、明治初期から中

期にかけて、特に私立の法律学校が、これらの学校以外になかったのかというと、そうではない。例えば、明治一六年の「東京府管内私立諸学校表」³⁾を見てみると、学科に「法律」とある学校は、法政・専修・明治・早稲田の各大学の前身校以外にも「泰東法律夜学校」「共学修律社」「明治義塾法律研究所」の名前を見ることができ。これらの法律学校はなぜ廃校となったのか、また、現存する法律学校となにか違いがあったのだろうか。

当該期、東京という地域には小学校や中学校以外にも多種多様な学校が存在した。明治一二年に公布された「教育令」の第二条に「学校ハ、小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校・其他各種ノ学校トス」とあるが、数少ない官公立学校の中等・高等教育機関を補完する役割を果たしたのが、私立の専門学校および各種学校であった⁴⁾。そのことをよく表しているのが学校数で、東京府にあった私立学校のその数は、最盛期の明治二二年には、一一四六校

もあつたといふ⁵⁾。学問系統別に見ると、最も多かつたのは漢学系の私塾で、そのほか英学系、数学・簿記系などが続く。いかに多種多様な学校が数多あつたかがわかるだろう。ただし、この時期に専門学校や各種学校として誕生した私立学校の多くは廃校となっており、その意味では現存している学校の方が数の上で言えば圧倒的に少ない。そこに廃校となつた各種学校や専門学校を見ていく必要があると考える所以がある。

本稿で取り扱う法律学校の多くは、学事年報では、各種学校ではなく、専門学校に分類されている例が多い。専修学校も「創立主旨」のなかで「今ヤ一ノ専門学校ヲ私設シ、専ラ邦語ヲ以テ教授セントス」と記しているように、自ら自身の学校を専門学校と定義している。しかし、この主旨では、官立の東京大学、工部大学（東京大学工学部の前身校の一つ）、司法省法学校（東京大学法学部の前身校の一つ）も大学ではなく、専門学校と規定しており、「経済・法律・天文・地理・工芸・究理」を専門的に教授する学校を、官公私立問わず、すべて専門学校と呼んでいる。つまり法律を専門的に教授する学校という意味で「専門学校」という言葉を使用しているに過ぎない。そのため本稿では各種学校と専門学校との分類にとらわれず、あくまでも私的機関において法律を教授する学校を私立法律学校と呼ぶこととする。また、後述するように、文部省が定義した学校ではない機関においても、法律教育を行つていれば、そうした機関も私立法律学校としているので、まずはその点をお断りして

おく。

話を本稿の目的に戻すと、私立法律学校のなかでは、教員数・学生数の規模という点から見れば、現存する大学、特に明治、中央の前身校が大きかったが、それでも先に挙げた「諸学校表」にあるように、他にも私立法律学校がいくつあつたことは間違いなく、これらの学校はどのような学校であつたのか、なぜ設立されたのか、設立した人物や教えていた人物はどのような経歴を持っていたのか、そしてなぜ廃校となつたのか。本稿の目的はその点を少しでも明らかにすることにある。

そしてもう一点、廃校となつた学校と現存する学校と何らかの繋がりがあつたのかについても、専修学校との関連を念頭におきながら触れていくこととする。というのも、専修学校はもちろん、現存する私立法律学校で教えていた人物たちが、一校ではなく、複数の学校で教壇に立っている例が多く見られるからである。明治期の私立法律学校の講師や生徒たちの連携に関する研究⁷⁾も近年、行われており、その成果を踏まえながら、この点についても考えていくこととしたい。

1. 自由民権運動と私立法律学校

明治七年（一八七四）、民選議員設立の建白書提出を一つのきっかけとして、後に日本全国を巻き込む国民運動となつた自由民権運動が始まる。そしてこの自由民権運動の高まりこそ、私立法律学校

が次々と設立された要因の一つとされている。例えば明治大学の前身である明治法律学校の設立趣意書には「権利自由」という文言が入れられており、明治一四年に設立された同校が、まさに自由民権運動期の真つただなかに誕生したことを示している。

そのほかにも例えば、九州の福岡に目を向けると、この地域は自由民権運動が盛んであったため、「政治・法律について学習させようとする私塾が多かった」という。そうした私塾に、明治八年に武部小四郎が設立した「矯志社」をはじめ、越智彦四郎の「強忍社」、箱田六輔の「堅志社」などがあつた。これらの結社は、明治期から戦前にかけて政財界に多大な影響を与え、後にアジア主義を主張し、政治結社「玄洋社」の前身ともなっている。自由民権運動をきっかけに誕生した私塾や結社の流れが戦前まで繋がっている事例の一つである。

このように東京のみならず全国的に見ても、明治七年以降から一〇年代までに設立された私立法律学校の多くは、自由民権運動の影響を色濃く受けていたと言えよう。

あまり取り上げられることはないが、専修学校も自由民権運動の影響を受けている。私法律学校の講師や学生たちは、自由民権運動の担い手ともなり、各地で開催された政談演説会には多くの学生たちが詰めかけた。このような動きに対応した取締条例である集会条例により、明治法律学校や東京専門学校、また英吉利法律学校生徒たちが逮捕・検挙されている。明治一九年に、主要な私立法律学

校に対して、政府が帝国大学総長による特別監督学校制度を設けた原因の一つに、私立法律学校を自由民権運動の巢窟と考えていたからとも言われているほどである。

専修学校の生徒が他の私立学校生のように逮捕や検挙されたという事例は現在のところ見ることはできないが、専修学校の生徒のみが演説会などに顔を出さなかったとは考えにくい。なぜなら専修学校があつた明治会堂こそ、自由民権運動と大きな関わりを持つていたからである。

明治会堂は二〇〇人を収容できる西洋風演説会堂で、専修学校が明治会堂の一部を仮校舎として使用していたのは、開学まもない明治一三年から一五年の二年間のことであつた。この会堂の借用には福沢諭吉の協力があつた。

というのも明治会堂の建設は福沢の発案によるもので、明治一三年六月、慶応義塾の壮年社中に呼び掛け、建設の協力を依頼したことから始まつた。協力者たちはしばしば福沢邸で会合を行い、候補地の選定作業を行ったという。その結果、候補地として選ばれたのが、木挽町にあつた由利公正の邸宅地であつた。もともとこの場所にあつた西洋館を専修学校は教室として借用しようとしていたのであつたが、彼らは由利公正の本宅を買い取り、それを取り壊して五〇〇余坪の敷地に建物を新築した。それが明治会堂である。

この時期の演説流行の時運に乗り、明治会堂では多くの演説が行われた。建設に関わつた慶応義塾や、福沢の主唱のもと、知識を交

換し、世務を諮詢することを目的に結成された日本最古の社交クラブ・交詢社もここで何回も政談演説を行つてゐる。大隈重信が創設した、自由民権運動の代表的政党の一つ、立憲改進黨もここで結党式を行つてゐる。まさにこのような時期に、この場所で専修学校は授業を行つていたのであり、学生たちにとつて、目の前で繰り広げられる自由民権運動の影響は少なかつたと言えよう。

しかし、法学教育の原点すべてが自由民権運動に繋がるかというともちろんそうではない。では、法学教育はいつ頃から、どのような学校で、誰を教師として始まつたのだろうか。

2. 司法省明法寮の設立

近代における法学教育は、何を嚆矢とするのか。公的機関としては、明治四年（一八七二）に司法省に設置された学校である明法寮と言われている¹⁰。明治政府が、当初から法学教育を重要視していたことは、この明法寮を設置した際に司法省から太政官に提出した伺書からも知ることができる。

司法省伺 四年八月二十七日

法律ハ西洋各国ニテモ学科中専門之一大業ニシテ、穎敏ノオト雖モ、詞訟ノ方法、刑名ノ權衡ヲ明ニセサレハ、司法ノ任ニ当ル能ハス、今般御政体御変革相成候上ハ、司法ノ官モ諸方ニ分置セラルヘク、法律ノ人才許多無之テハ御用忽チ差シ支工候

間、本省ニ於テハ法律育方ノ道即今至急ノ件ニ候、依之明法寮

ヲ建サセラレ、法律有志ノ生徒ヲ集メ、其成業ヲ集メ、追々選舉ヲ以テ、諸方ニ分遣スルノ基本ト致度候、不然ハ本省ノ事務到底振作ノ目的相立チ不申候間、此段御評決奉候也

近代国家として日本が西洋に肩を並べていくためには、司法制度の確立、法典の制定が急務であり、それを担う人材の育成が必要であるという考えのもとに明法寮が設立されたことがわかる。つまり司法官養成のための機関であつた。またこの明法寮の設立が、司法省が新設されたわずか二ヶ月後であつたことも、いかに政府が司法官の養成を急いでいたかがわかるだろう。

この明法寮が後に司法省法学校、東京法学校と名を変え、そして最終的には現在の東京大学法学部へと統合されていくわけであるが、その意味では、公的な法学教育の始まりは、自由民権運動の高揚以前のことであり、その経緯が私立法律学校とは異なつていたことに着目すべきである。

続けて、明法寮、そして司法省法学校の教員についても触れておきたい。実際に明法寮の活動が始まるのは、翌五年五月のことである。「法学生徒一〇〇名新募集費見込」¹¹によると、定員は一〇〇名、修業期間は一〇年、その間の費用はすべて官費で賄い、教員は常時三名のフランス人の法学教師を雇用するとある。しかし、この壮大な計画は費用の問題から早々に頓挫し、生徒定員二〇名で、同年七月に開校の運びとなつた。

発足当初の教員は、それまで大学南校で教鞭を執つていたフラン

ス語の担当者・リベロール (Henri de Riberoles)、法学を担当したのが、民法草案策定のために来日したフランス人・ブスケ (Georges Hilaire Bousquet) であった。ちなみにブスケは明治政府が雇った初めての外国人とも言われている。翌六年からは法学教員に、同じく法律編纂のためにフランスから来日したお雇い外国人であるボアンナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie) が加わっている。

政府が外国人を教師として雇い入れる例は幕末からあり、法学教育においては、明治三年にすでに和歌山藩がイギリス人のサンドル (F.H.Sandul) を招聘している¹²。法学教育に限らず、明治政府は当初から高等教育を外国人教師に頼っていたことは先行研究¹³が示す通りであり、その理由は、幕末になって新たに日本に入ってきた欧米の学問を教えることのできる人材が当然ながらほとんどいなかったからである。だからこそ、明法寮を設立したほぼ同時期に、政府は日本人の海外留学を奨励している。それにより多くの大名やその家臣、または藩内の優秀な若者たちが新たな知識を習得すべく欧米各国に旅立っていったのである。留学目的のなかで最も多かったのが法学知識の習得であったことからこの時期の日本政府が求めていた学問が何であったのか、その傾向を知ることができよう。司法省法学校の卒業生や、海外で法学を学んで帰国した人々のなかから、後に私立法律学校の創立者や講師が多く生まれたことは、司法省法学校の設立や海外留学を含めた明治初年の政府による法学教

育の成果と言ってよいだろう。

ちなみに幕末にも、昌平坂学問所において法学教育が行われていた¹⁴が、その内容は、近代日本の法制度の創設・整備を担える人材を輩出できるほどでは到底なく、明治初期に政府が法学教育を外国人に委ねたのは当然の施策でもあった。

3. 代言人の誕生と代言結社の叢生

次に、近代における公的機関でなく、私的機関である私立法律学校がいつ頃、どのような形で誕生したのかについて述べていく。

すでに述べた通り、私立法律学校は当初、自由民権運動と深い関わりの中から誕生していった。その点を裏付けるかのようには、明治期の私立法律学校の嚆矢として必ず名前が挙げられるのが、明治七年（一八七四）、板垣退助を中心にして、板垣の故郷・土佐で設立された結社・立志社のなかに、島本仲道が併設した法律研究所である。その緒言を左に掲げる。

法律研究所緒言¹⁵

夫レ法律ハ人民ノ権利ヲ保全スル者ニシテ、人民モ亦之ヲ通知
セシムルハアル可カラス、人民苟クモ法律ニ暗ケレハ、知ラス識
ラス刑ニ触レ、罪ニ陥リ、法ヲ犯シ、産ヲ破ル者アルニ至ル、
豈憫然ノ至リナラスヤ、故ニ我輩這般法律研究所ヲ設立シ、同
志ノ士ト共ニ之ヲ講習セントス、今ヤ本県ノ如キ往往代書代言
ノ招牌ヲ掲ケ、以テ職業ト為スモノアリ、夫レ政府ノ代書代言

人ヲ允許スル所以ノモノハ、人民ノ為メニ枉屈ヲ伸フルノ道ヲ設クルノミ、然シテ今日ノ代書代人往往此意ヲ体認セサルノミナラス、富強有勢者ノ使喚ニ供シ、貧弱無勢ノ者ヲ陵虐シ、曲直是非ヲ売ル者アリ、則チ有勢者ハ益々其奸欲ヲ逞ウシ、無勢ノ者ヲシテ遂ニ控訴スル無キノ地ニ陥リ、冤枉ノ下ニ咨嗟呻吟スルニ至ラシメントス、尚ホ何ソ上下其情ヲ尽スヲ得、裁判其正ヲ保ツヲ望マンヤ、是レ固トニ有志者ノ傍觀スルニ忍ビサル所ナリ、故ニ当組合ニ於テモ右法律研究所ニ於テ代書代言ノ依頼ヲ受ケ、評議ノ上之ヲ取捨シ、公明正大官庁ヲ欺カス、私利ヲ謀ラス、勉メテ人民ノ權利ヲ伸暢シ、強弱平等ノ福祉ヲ保有スルヲ得シメンコトヲ欲ス

明治七年四月

法律研究所

自由民権運動の中心的な役割を担った立志社のなかに設立されただけあって、冒頭で、法律の目的は、人民の権利を保全するためであると定義し、人民の権利の擁護を謳っている。そのほか貧民・弱者の救済を訴えるなど、民権的思想をその文脈からうかがうことができる。この緒言によると、法律研究所では、同志とともに法律の講習を行うとあり、講習による法律の普及をその設立目的の一つに掲げている。明治一〇年代から二〇年代にかけて、結社や学校、雑誌の名前に「講法」という言葉を用いる例を多々見ることができ、この時期、法律教育・普及の方法として、「法律を講習すること」が一般的であった。法律研究所の設立者であった島本にとって

も法律の講習を広く多くの人々に対して行うことで、法律知識を広めると同時に、権利意識を高めるといふ狙いがあったと思われる。ここに公的機関である官立学校とは違う私的機関における法学教育の目的を知ることができる。

しかし、法律研究所の業務は法律の講習だけではなかった。植木枝盛が書いた「立志社始末記要」¹⁶に「法律研究所ヲ旧兵營ニ設ケ、一二法律学科ヲ講究シ、一二代書代言ノ事務ヲ取り、頗ル人民ヲ伸張スルコトニ勉焉セリ」とあるように、代書・代言の事務も行っていった。

実は明治初期、代書・代書業を行う事務所が全国に開設されていくが、そのなかでも島本のように自由民権運動に携わる代書人が開いた事務所を澤大洋氏は、「民権派代書事務所」と呼び、民権派代書事務所と私法律学校の関係を、「司法制度と代書事務所の発達と密接な関係を持ち、後者の経営の必要から法律学校の創立が要請され、発展した」と述べている¹⁷。つまり、澤氏は法政大学や専修大学を始めとして明治一〇年代に次々と設立された私立法律学校の源流は民権派代書事務所であり、それが発展したものと捉えたのである。そうした代書事務所の例として、今、紹介した島本伸道の法律研究所のほかに北州社、法律学舎、講法学舎、明法学舎の名前を挙げている。

では、澤氏が言う代書人制度の変遷、それに伴う代書事務所の発達とはどのようなものなのか。明治五年八月、司法職務定制が公布される。これは日本で初めての裁判所構成法とも言われ、裁判に関

するすべての事務を規定し、この定制によって代言人制度は創設された。これにより短期間のうちに、府県裁判所と各区裁判所が設置されることになり、司法と行政の分離が始まったとされる¹⁸。

その司法職務定制のなかで、司法に携わる職務として規定された三つの職務が「証書人」「代書人」「代言人」である。その条文は次の通りである。

第四十一条

証書人

第一 各区戸長役所ニ於テ証書人ヲ置キ、田畑家屋等不動産ノ売買・貸借及生存中所持物ヲ人ニ贈与スル約定書ニ

奥印セシム

第二 証書奥印手数ノ為メニ其世話料ヲ出サシム

第四十二条

代書人

第一 各区代書人ヲ置キ、各人民ノ訴状ヲ調成シテ、其詞訟ノ遺漏無カラシム

但シ、代書人ヲ用フルト用ヒザルトハ、其本人ノ情願ニ任ス

第二 訴状ヲ調成スルヲ乞フ者ハ、其世話料ヲ出サシム

第四十三条

代言人

第一 各区代言人ヲ置キ、自ラ訴フル能ハザル者ノ為ニ之

ニ代リ、其訴ノ事情ヲ陳述シテ枉冤無カラシム、

但シ、代言人ヲ用フルト用ヒザルトハ其本人ノ情願ニ任ス

第二 代言人ヲ用フル者ハ其世話料ヲ出サシム

証書人・代書人・代言人世話料ノ数日ハ後日ヲ待テ商量スベシ¹⁹

谷正之氏は三つの職務を左のように簡潔にまとめている²⁰。

証書人 ↓ 公証人にあたるもので、不動産の売買・貸借・贈与の証書に奥印することを職務とする。

代書人 ↓ 司法書士にあたるもので、訴状を作成し訴訟で遺漏のないようにすることを職務とする。

代言人 ↓ 自ら訴えることのできない者のために、これに代わってその訴えの事情を陳述し、冤枉無からしむことを職務とする。

このようにして代言人という職業が誕生したわけであるが、さらに、定制では、代書人と代言人は各区に置くことが定められた。そのため、前述したように全国それぞれの区に代書・代言業務を取り扱う事務所が次々と設置されていったのである。これが澤氏の言う「司法制度と代言事務所の発達」である。法律研究所もその一つであった。

ではこの当時の代言人になった人物はどのような経歴を持っていたのか。法律研究所を創設した島本仲道を例に見てみよう。天保四

年（一八三三）に生まれた島本は板垣と同様、旧土佐藩士で、維新後は兵部省や司法省に出仕、司法省時代は、司法卿である江藤新平のもと、司法制度の改革に尽力したが、征韓論で敗れた江藤とともに司法省を辞職して下野した。立志社の結成に参加した後は自由民権運動に身を投じ、自由党顧問、多摩困民党顧問なども務めている。

このように島本自身は司法省に勤務していたものの、法律を本格的に勉強したわけではない。法律研究所における法律の講習も、その内容がよくわかっていないため、どれほどの法律知識を擁していたのか、講習がどれほどの成果をあげたのかも不明である。島本の経歴を見てもわかるように、明治初期、代言人になるための試験もなく、資格要件も定まっていなかったため、誰もが代言人を名乗ることができた。そのため代言人が乱立し、なかには法律の素養もなく、代言業務を行う輩が多く出て、「三百代言」という言葉が生まれたほどである。

「三百代言」が多かったこの時期において、島本は優秀な代言人であったようである。そのことは、明治一〇年一〇月の「高知通信」に「代書代言人等は此に寓に真に盛大」²¹と書かれているように、法律研究所が代言事務所として盛況であったことからわかる。だからこそ明治期の弁護士研究における必須の書である『日本弁護士史』を著した奥平昌洪氏は、この法律研究所を同書のなかで、「代書代言社の先駆」²²と評価したのだろう。

島本は、その後も、後述する北洲舎を大阪、東京、広島、堺、博多などに設立し、「明治八、九年の頃最も好況を呈したり」²³と言われるほど、法律書の解説や貸出、無給生徒の募集、法学教育や訴訟の方法に関する講習会の開催など、精力的な活動を行っている。法律研究所の教育内容はよくわかっていないが、その後の島本の評価を見る限り、この法律研究所が、代書・代言業務と法律教育を行う代言結社の先駆けであり、その後の民権派代言事務所に与えた影響は大きかったと考えてよいだろう。

4. 代言人試験に代言結社が果たした役割

「三百代言」の弊害を正すべく、政府はその対策に乗り出す。その結果、明治九年（一八七六）二月、「代言人規則」と「代言人規則中手続」が制定された。これにより代言人として業務を行うためには試験を受けて合格し、免許を得なければならなくなった。同年四月、東京府で行われた第一回目の代言人試験の出願者は三〇名、そのほとんどが北洲舎・法律学舎・保権舎・貴知法社・尊義舎などで学んだ人々であったという²⁴。つまり、出願者の多くは代言事務所において法律を学んだ人々で、このことは、法律研究所の緒言にあった法律知識の普及という教育目的とは違い、代言事務所における法学教育の主たる目的が代言人養成に変わっていったことを示している。司法制度が変遷したことで、法律教育の目的も変容していったのである。

北洲舎を始め、今挙げた事務所は、すべて東京にあった代書事務所である。現存する法政大学の前身・東京法学社の設立される四年前の明治九年の時点で、すでに東京には代書人養成のための法律教育を行っているいくつもの代書事務所が存在していた。奥平氏の『日本弁護士史』や澤氏の研究に拠りながら、これらの代書事務所を紹介していく。

前述した通り、明治七年四月に法律研究所を創設した島本仲道は同年七月、大阪に代書事務所・北洲舎を開設、さらに同年九月には、東京の日本橋区北鞆町においても北洲舎を開設した。以後東京を本社、大阪を支舎として、代書・代書業務を行っている。

明治七年九月に北洲舎の名前で出した広告²⁵には、北洲舎が何の目的で設立されたかが記されている。

(前略)

一 此度、同志ノ者申合せ、律書研究ノ為メ日日集会ヲナシ、且ツ一己一己ノ相對ヲ以テ代書代言ノ事ヲ請負ヒ、協議ノ上御世話可致候間、御府内ハ勿論、近県并西京大坂神戸其外へ掛ル訴願、又ハ諸掛ケ合ヒ向ノ儀御頼被成度御方ハ、金錢ノ多少、事件ノ輕重ヲ論セズ、聊カ御遠慮ナク御来会可被下、尤モ手数料ノ義ハ左ノ通相定メ候事

(後略)

このように北洲舎は「律書研究」と「代書代言ノ事ヲ請負」うために設立された。設立目的も業務も法律研究所とほぼ同様であっ

た。当初は大阪と違って東京は業績が振るわなかったが、明治九年三月から無給生徒を置くようになり、同年四月の第一回目の代書試験には、大阪の支舎からは八名、東京本社から一名の計九名の合格者を輩出。実に全国の合格者の四分の一が北洲舎の出身者で占められたわけである。この結果が評判となり東京本社も隆盛し、その後も代書人試験に合格者を出し続けた。教育を受ける側にとっても代書人養成としての実績がいかに重要であったかを物語っている。

さらに明治八年五月二八日には、奥平氏が「我邦に於ける私立法律専門学校の祖」²⁶と称した法律学舎が設立される。設立者は元田直。この学校には前身があり、それが明治六年四月に漢学者である依田薫が、駿河台西紅梅町に設立した私塾である。開業上申によると、この私塾が教えた学科は「律学 唐明清律 仏国律翻訳書 英学 英学階梯 数学教授 リートル英国史 文典 会話教則」とある。中国およびフランスの法律を教授していたことがわかる。澤氏は、この私塾を「わが国最初の法律学私塾」と呼んでおり、その目的を法律知識の普及ではないかと推測している。どちらを最初とするかは別にして、いずれにせよ法律教育機関として先駆的な学校であったことは間違いない。

この依田の私塾を引き継ぎ、法律学舎を興した元田は、明治初年、明治憲法体制へ移行するための制度整備を図るために新設された太政官大史制度取調局記録局兼務として、法律編纂に従事した人物である。授業は浅草森田町の辻平左衛門の居宅において行われ、

開業の際にはボアソナードによる法律に関する講演もあったという。授業は元田が日本刑法を、その他、司法省に勤務し、ボアソナードの招聘にも尽力した名村泰蔵がフランス民法を、同じく当時、司法省に勤務していた沼間守一が、イギリス法の授業を担当した。複数の教員によって法律教育が行われた点がその特徴と言えるだろう。

法律学舎は開校の五ヶ月後に、神田五軒町の大田原藩邸に移転する。その際、法律研究所や北洲舎と同様に、法律教育だけでなく、訴訟に関する代書・代言業務にも手を付けるようになる。この時期の生徒数は三二名であった。さらに翌年の代言人規則の公布により、代言人養成としての法律教育への需要の高まりを受けて、学校の規模を拡大していく。同九年三月には内外法律諸書を教科とする「法律学舎分校設立願」を提出。こちらの学校にも三二名の生徒を集めた。『文部省第五年報』²⁷を見ると、明治一〇年度の法律学舎は教員八名、生徒八一名と、さらにその規模を拡大させている。いかに代言人試験のための学校に対する人気が高かったのかがわかるだろう。

そのほかの学校についても簡単に触れると、もと北洲舎の社員でもあった田村訥が京橋区五郎兵衛町に設立したのが保権舎、日本橋区北鞆町に吉川忠彦が設立したのが貴知法社、京橋区惣十郎町にあったのが保安社、深川区万年町にあったのが天水舎、大島貞敏が設立したのが遵義舎であったが、これらの学校の実態についてはよくわかっていない。²⁸

こうした法律を教授していたとされる代言事務所の実態がつかめない理由としては、文部省が規定した学校という枠組みに入らないためである。今紹介した代言事務所のなかで、東京府に宛てて私立学校として開業届を提出しているのは、法律学舎のみで、だからこそ、奥平氏は「我邦に於ける私立法律専門学校の祖」としたのである。つまり、代言事務所は法律教育を行ってはいても、あくまでも代言・代書業務を行う事務所であり、「学校」という教育機関として認知されてはいなかった。その意味では、代言事務所が行っていたのは「法学教育」ではなく「法律教育」と言えるかも知れない。講師三名を揃え、日本やフランスやイギリスの法律を教授していた法律学舎はやはり、それまでの代言事務所が行っていた代言人試験のための教育と違う、「我邦に於ける私立法律専門学校の祖」と呼ぶに相応しい法学教育機関であったと言える。

法律学舎の設立以降、東京府に開業届を出すような法学教育を行う代言事務所が登場していく。

明治一〇年一月、大井憲太郎、北島道龍らが創立に関わった講法学舎は、翻訳・代言業務のかたわら、法律・経済を教授することを目的に設立された学校である。『文部省第五年報』には法律学舎とともに専門学校に分類されている。²⁹ 同年同月に神田錦町において開業し、箕作麟祥・松田正久・大井憲太郎の三名がフランス法を、高木怡荘・牛場卓蔵が英書を、小松済治・北島道龍がドイツ書を、岡松養谷が明清律綱領を講義するという、本格的な法律学校であっ

た。

その後、講法学会を去った大井憲太郎は、同年五月に神田美土代町にフランス法を講義する明法学会を設立。こちらも『文部省第五年報』では専門学校に分類されている。設立当初はあまり生徒も集まらなかったようであるが、翌一年からは活動を活性化させ、講師には福田乾一、水谷由章も名を連ねている。原書教育に力を入れていた点がこの学校の特色であった。また、同年には代書・代言葉を行う「明法社」を開設し、ともに発展していった。

そのほかにも東京府に開業届を提出している学校として茂松法学校（茂松法学会ともいう）がある。明治一年に今川小路一丁目一番地（現在の専修大学付近）に設立された私立法律学校である。

明治一四年頃の校主は代言人・広瀬帆三で、教員四名、生徒数一〇〇名を超えていたという。残念ながらその実態は定かでなく、閉学がいつかも不明であるが、卒業生には、衆議院議長・商工大臣などを務めた政治家・藤沢幾之輔、愛知県出身の同じく政治家・後藤文一郎、同志社の第四代社長を務めた西原清東などがいる。

このように明治一〇年前後には、代書・代言葉業務に従事する代言人たちが設立した私立の法学教育機関が、専門学校に分類されるほかに、成長を遂げていくのである。

しかし、明治一三年五月一三日、その代言人の規則が大きく改正されることとなる。一つめは資格試験の監督官庁が地方行政庁から司法省に変更されたこと。二つめは、審級別・裁判所別の代言人資

格が廃止され、全国裁判所に普遍・共通の職務資格となったこと。三つめが、代言人は地方裁判所本庁支庁の管轄ごとに組合を設立し、必ずその組合に加入することが定められたことである。

この改正によって、免許を受けた代言人は、各地方裁判所ごとに代言人組合を設立し、議会（総会）を開催し、規則を制定し、役員を選出することが義務づけられた。その理由として、谷氏は「当時の藩閥政府の免許代言人に対する警戒感」³⁰を挙げている。年々増え続ける免許代言人が各地で法律に関する研究所や結社（事務所）を設立し、そこが自由民権運動の担い手を生み出していたからである。

もう一点、この改正による代言人活動の大きな変化を挙げると、教育機関において代言人が代言葉業務を行うことが禁止された。第二条では、代言人の懲罰規定を定めているが、そのなかに「議会・組合ノ外、私二社ヲ結ヒ、号ヲ設ケ、営業ヲ為シタル者」は懲罰するとある。この文言を先行研究では、これまでのように私的に代言結社をつくって代書・代言葉業務や法律教育を行うことができなくなったと解釈している。例えば、麻生誠氏は、「その結果、法学教育は代言人の実践とは切り離され、学校としての教育機能の純化が促進されることとなった」³¹と指摘している。

さらに麻生氏は、これを契機として、代書・代言人活動と法学教育活動を行ってきた多くの私立の法学教育機関が姿を消したと述べ、その姿を消した学校の多くは、自由民権運動に連なる法学教育

機関であったとしている。その結果、「政治理念から始まる法学教育が後退し、政治理念から断絶された技術的な法学教育が前面に現われてきた」とし、その代表例が明治法律学校であったと結論づけた。

この点については、谷氏も、この改正により、北洲舎など当時、隆盛を誇っていた結社が解散に追い込まれることとなり、「免許代言人は代言人組合に集合するとともに、その後は自由民権運動から発展した「政党」に加入するようになった」と述べている。結社による自由民権運動から政党による自由民権運動への移行のきっかけを明治一三年の代言人規則の改定に求めているのである。

麻生氏の言うように、確かに政法大学や専修大学、明治大学は、この改正後に設立された学校を前身校としているが、それでは、代言事務所や結社とこれらの学校はどのような関係があったのか。また、どのような移行していったのかについて、澤氏の指摘を踏まえながら、次に見ていきたい。

5. 代言結社から私立法律専門学校への転換

麻生氏は、明治一三年（一八八〇）の代言人規則の改定後に設立された「政治理念から断絶された技術的な法学教育」を行う学校の代表例として明治法律学校を挙げているが、「技術的な法学教育」の「技術的」とはどのような技術を指すのか、その点については言及していない。代言人になるための受験への対策を教えるという意味での技術的なのか、はたまた良い意味に捉え、複数の教員による

組織的な法学教育と解釈するのか、後者の意味ならば、確かに明治一三年以降に誕生し、現存している私立法律学校の教育は「技術的」と言えるだろう。カリキュラムや講師陣の数を見れば、代言事務所が行っていた法学教育とは一目瞭然であった。

その一方で、政法大学や専修大学、明治大学が各個別大学史の研究で明らかにしている通り、これらの大学が代言事務所（結社）の流れを引き継いで、設立されたこともまた事実であり、各校の創立者たちは設立以前から、または設立以後も引き続き代言人として代言業務を行っている人物も多々いた。政法大学の前身である東京法言社、代書・代言業務を行う代言局を併設していたし、明治大学の創立者たちも、後述するように泰東法律学校や講法学校に深く関わっていた。中央大学の前身校である英吉利法律学校の創立者たちのほとんども代言人資格を持ち、代言事務所を開設している。これらの学校は突然、誕生したわけではないのである。

ここでは、専修大学の源流の一つとなった代言結社「東京攻法館」を取り上げ、どのように私立法律学校へと転換していったのか、またその後はどうなったのかを見ていきたい。専修大学は明治一三年、相馬永胤・田尻稻次郎・目賀田種太郎・駒井重格の四人が中心となって経済と法律を教授する学校として誕生した。四人のうち、法学を専攻していたのは、相馬と目賀田の二人で、彼らはアメリカにおいて法学を勉強し、帰国後、専修学校を設立するまで、代言人としても活動しており、しかも当時三人しかいなかった司法省

附属代言人を務めていた。

専修学校には三つの源流があったとされている。一つは、明治一二年一二月に慶応義塾内に設けた「夜間法律科」である。明治一三年九月の専修学校開学時には、この夜間法律科から三名が転入し、彼らはその一年後、最初の卒業生となっている。もう一つは、明治初期、慶応義塾と並んで隆盛を誇った英学塾・三汊塾に設けた「法律経済科」である。そして最後の一つが、創立者四人を含むアメリカに留学して法学を学んでいた人々が留学時代に結成した日本法律会社を帰国後、改組して設立した東京法学会である。

この東京法学会のメンバーのなかに相馬と同郷の増島六一郎と田部芳がいた。増島は東京大学法学部の卒業生、田部は司法省法学校卒業生で、増島の同級生たちが明治一二年一〇月に設立したのが「東京政法館」という代官事務所であった。新聞に掲載された開業広告を見てみよう。

代官広告

生等、先般東京大学に於て法学科を卒り、代官の免許を得て、茲に東京政法館、仮舎を神田錦町一丁目六番地に設け、来る十一月より汎く内外国人に関する詞訟并に仲裁の事務に従す、尚ほ本館の都合次第追而規則を設け、法律を講授すべし

明治十二年十月

法学士 山下雄太郎

法学士 高橋一勝

法学士 磯野 計³²

この広告を見ると、東京大学法学部を卒業し、代官人免許を取得した山下と高橋と磯野が、「内外国人に関する詞訟」と「仲裁」を業務として設立したのが東京政法館であったことがわかる。そして末尾には、追って法律を講授するともある。

高橋と山下、そして磯野が、明治一二年七月に東京大学法学部を卒業後、すぐにこうした代官事務所を開設できたのには理由がある。明治一二年五月、司法省は、東京大学法学部の卒業生が、代官営業の出願を申請した際は、その卒業証書を証しとして、代官人試験を受験することなく、免許状を交付する旨を達したからである。

これは同年、内務省が東京大学医学部の卒業生には試験を要せず開業の免許を交付したと同様の処置であったと言われている³³。

三人は法学士でありながら代官人となった最初の間でもあった。

とはいえ、こうした特典を利用して代官人になった東京大学法学部の卒業生は少ない。というのも、少し後年の話になるが、明治二二年、東京帝国大学法科大学を卒業後、弁護士として活躍した岸清一の伝記によると、岸が卒業した時期は「官権万能主義旺盛を極め、天下の秀才は競つて官途に就き、(中略)法学士にして代官人となる者は稀有で、僅か七人を算したに過ぎない³⁴」と言った状況だったからである。

この代官事務所の開設の二ヶ月後の明治一三年一月には東京府に宛てて、左のような開業届を提出している。

私立法律学校開業ニ付上申書

規則概目

- 一 校名 東京攻法館学務舎
 - 一 地位 東京府神田区神田錦町一丁目六番地
 - 一 教則
 - 一 学科 法律学専門
 - 一 教科書 無之
 - 但シ、専ラ口授筆記ノ法ヲ用キル見込
 - 一 生徒在学期限 満二ヶ年
 - 一 生徒等級 未定
 - 一 一週授業時間 四時
 - 一 受業料 金壹円
 - 一 生徒試験ノ期限 一年二次
- 右之通り開業候間、此段上申仕候、以上
- 明治十三年一月九日

神田区神田錦町一丁目六番地

高橋 一勝^印

同区同所寄留 高知県士族

法学士 山下雄太郎^印

同区同所寄留 岡山県平民

法学士 磯野 計^印

東京府知事 松田道之殿

前書之通、届出ニ付奥印候也

神田区長 沢 簡徳^印

この上申書には「東京攻法館学務舎」という名称が記されている。先に見た広告には末尾に「追而規則を設け、法律を講授すべし」とあったが、これが「学務舎」であった。ただし、東京攻法館では、開業届を提出する前の明治一二年一二月から日本語で法律学の講義を始めており、さらに翌一三年二月からはアメリカとイギリスの法律書の原書を使って講義を行うようになるが、この時、講師として教壇に立ったのが高橋らと同期の卒業生でもあった増島六一郎と大谷木備一郎であった。

増島が専修大学の創立者たちが設立した東京法学会のメンバーであったことは先に述べた。高橋らと相馬たちを結び付けたのが増島であったと言われている。増島の仲介で高橋らが東京法学会に入会したのは明治一三年一月から三月にかけてのことであった。

この間、相馬たちはこの東京法学会を母体にして法律学校を設立しようとしていた。一方、明治一三年五月の代言人規則の改正により、東京攻法館を運営し、代言の業務に従事する代言人でもあった高橋らは、東京攻法館の代書・代言業務と教育活動を切り離す必要に迫られることとなった。そこで東京法学会を母体とする専修学校の設立にあわせて、東京攻法館の学務舎を切り離し、ここに統合する形にしたと考えられる。専修学校は修業期間二年の学校としてスタートしたが、創立時に二年次編入の扱いとなったのが、慶応義塾夜間法律科、三沢塾法律経済科、そして東京攻法館の学生であった

ことが、そのことを物語っている。また、明治一三年九月に専修学校が提出した開業上申書の差出人は、相馬永胤・金子堅太郎・津田純一・高橋一勝・目賀田種太郎・山下雄太郎・田尻次郎・駒井重格の八名の連名となっており、高橋・山下も法学教員を務めていることから専修大学が東京攻法館を引き継いでいることがわかるだろう。

専修学校設立後、代言・代書業務のみを行うこととなった東京攻法館について概観していくと、明治一四年四月に、神田錦町から京橋区南紺屋町に移転している。主幹（社主）は高橋となっているが、すでに山下と磯野の名前を見ることはできない。

その後、明治一六年一月には、東京攻法館は、明治一五年六月に京橋区南鍋町に藤田高之と米田精によって設立された信成社に統合され、審理社と改名された。審理社は、代言人である小川盛重・高橋一勝・鳩山和夫・岡山兼吉・山田喜之助・磯部醇などが社員として、代言業務を行う代言事務所であった。その際の新聞広告を掲げておく。

法律博士	鳩山和夫
法学士	磯部 醇
法学士	岡山兼吉
法学士	高橋一勝
法学士	山田喜之助
法学士	砂川雄峻

小川盛重
今般、東京攻法館と信成社とを合併して更に本社を設立し、自
今右の諸氏、日々本社に出張し、訴訟事件鑑定に従事す、此段
広告す

明治十六年十一月

東京京橋区南鍋町壱丁目八番地 審理社

社員 藤田高之

同 米田 精

同 浅田愿次郎³⁵

末尾に名前が挙がっている小川は、鳩山和夫の実兄で、この時期、専修学校の校主を務め、高橋・鳩山・岡山も専修学校の講師を務めていた。そして高橋・岡山・山田・磯部は、ほかの仲間とともにこの二年後の明治一八年に英吉利法律学校を設立する。つまりこの審理社は専修学校と英吉利法律学校の講師たちと深く繋がっていたのである。

さらに明治一九年一月六日の読売新聞に、本社を京橋区新肴町
一番地に移転した旨の「移転広告」が掲載されているが、審理社
と併記されているのが「明法志林社」であった。

専修学校設立の母体となった東京法学会の研究活動目標の一つに
法律雑誌の発行があった。その東京法学会が明治一四年三月に刊行
を開始したのが日本最初の法学研究の本格的な研究誌『明法志林』
であった。編集に当たったのは、高橋一勝で、サポートしたのは相

馬や鳩山らである。

『明法志林』の出版社は、当初、神田万世橋（後に京橋区総十郎町へ移転）にあった国文社で、主幹は鳩山和夫、月に二回発行された。「雑報」には、発刊直後は、東京大学法学部や専修学校の教育状況がしばしば紹介されていたが、明治一五年後半になると、東京専門学校や司法省法学校などの状況が紹介されるようになり、専修学校色が次第に薄れていく。そして明治一七年一〇月、発行が新たに設立された明法志林社に移り、その主幹に鳩山和夫に代わって増島六一郎が就任すると、ますますその傾向が強くなった。

そして明治一八年七月、英吉利法律学校の開学に、主幹の増島と編集責任者である高橋一勝が参加して以降、誌面は大きく変わり、「雑報」は以後、英吉利法律学校のニュースに大きなスペースを割くようになっていった。

以上のように東京攻法館や『明法志林』の紙面の変遷から、増島や高橋を媒介として専修学校、英吉利法律学校に繋がっていくことがわかる。このように代言業務や法学教育を行っていた代言事務所設立者や講師たちが、明治一三年以降、組織的な法学教育を目的として新設された私立法律学校の設立や教育に深く関わっていることを鑑みれば、澤氏が指摘するように民権派代言事務所が発展したものと捉えることができるが、私立法律学校と民権派代言事務所ではその教育目的の違いがあったことも指摘しておかなければならない。なぜなら私立法律学校に入学を希望した若者たちすべてが、代

言人をめざしていたわけではないからである。

民権派代言事務所は、その教育目的として代言人養成に重きを置いていたが、明治一三年以降に設立された私立法律学校、特に専修学校や東京専門学校は法律科だけでなく、経済科や政治経済科などの学科を擁していた。高橋や増島が専修学校から離れて英吉利法律学校の設立に至った理由の一つとして、法学教育に特化した学校を設立しなかったからとも考えられるが、少なくとも現存する私立法律学校の設立趣旨のなかに主たる目的を代言人養成としている学校はない。民権派代言事務所の教育目的にはない、官吏養成に果たした私立法律学校の役割も合わせて考えていく必要があるだろう。

そしてもう一点検討すべき点がある。確かに専修学校は、明治一三年の改正を受けて、東京攻法館の設立者である高橋一勝らが、教育部門と代言業務部門を切り離し、教育部門を引き受ける形で誕生した。逆に言えば、このような形を取れば、代言人が代言業務を行いつつ、教育活動を行うことは可能であり、麻生氏や澤氏が指摘するほど、代言人、もしくは私立法律学校の在り方に大きな変革を与えたとは考えにくい。この点については再考の余地が十分にあると考えている。

6. 知られざる私立法律学校たち

以上、これまで『日本弁護士史』を始め先行研究³⁶でも取り上げられたきた学校を紹介しながら、私立法律学校の意義や変遷を追っ

てきた。しかし「はじめに」に述べたように、それ以外にも東京府に開業上申を提出している私立法律学校、または法学を科目として取り入れていた学校がいくつもあった。最後に引用が長くなるが史料紹介を兼ねて設立年代順に紹介していくこととする³⁷。

明治十一年（一八七八）、英米法でもフランス法でもない、中国法を教える私立法律専門学校が誕生している。それが「鶯梅学舎」である。その開業上申は左の通りである。

私学開業願

一 学校位置 下谷区練堀町四拾三番地

一 校名 鶯梅学舎

一 生徒 大凡百名

履歴

宮城県平民

佐久間文雄

四十二年

一 明治元年正月ヨリ律書自読罷在、同四年司法権中録拝命、同省ニ於テ同九年十一月辭職仕候迄相学、明治十一年十一月迄都合拾壱ヶ年ノ間、律書修業仕候

変則法律学科

一 法律書 新律綱領
清国律書

舎則

一 十五以上、法律学ニ有志ノ者ニ限り教授ノ事

一 学業連日午前第八時ヨリ午後第十時迄

一 律書講議 連夜第八時ヨリ第十時迄

一 日曜日 休暇

右之通開業致度、此段奉願候也

明治十一年十一月十二日

下谷区練堀町四拾三番地寄留

宮城県平民 佐久間文雄[㊦]

東京府知事 橋本正隆殿

この学校が実際に一〇〇名もの生徒を集め、いつまで続いたかは定かではない。しかし近代以前、前述した昌平坂学問所で行われていた法学教育は日本や中国の法律研究であったし、藩校や漢学の私塾でも中国の律書（法律書）を教科書に使っていた学校があった。

この時期、教員を務められるような年代の人々は近代以前に教育を受けており、こうした中国法を教授する学校があったこと、またはそれを教えることのできる人材がいたとしても不思議ではない。しかし、中国法を教える学校に需要があったとは考えにくく、翌二二年一月には「本所区林町」に移転していることはわかっているが、その後については不明である。おそらく長くは続かなかつたのではないかと考えられる。

次に明治一三年に設立された「庚辰学校」。学校名はこの年の干支に因んで名付けられたのだろう。この学校は法律専門学校ではないが、東京法学社や専修学校とはほぼ同時期に設立され、一名の教員

が、皇学（国学）・漢学・洋学・数学・法律を教えていた。

私立学校開業上申

- 一 校名 庚辰学校
- 一 位置 神田区駿河台鈴木町拾三番地
- 一 学科 皇学、漢学、洋学、数学、法律
- 一 教員 京橋区元数寄屋町四丁目六番地寄留

長崎県士族 村地正治

右教員履歴

- 一 安政六年ヨリ慶応二年迄、佐賀弘道館ニ入り、漢学ヲ学フ
- 一 慶応二年ヨリ明治二年迄、佐賀英学校ニ入り、英学ヲ学フ
- 一 明治二年十月、佐賀藩ニ於テ洋学教授職被申付
- 一 明治三年一月、刑部省ニ於テ法律取調ノ為メ米國留学被申付

- 課程
- 一 教則
 - 一 明治五年、依願米國在勤弁務使ヨリ帰朝被申付

学 史			
甲 級	日本書記	乙 級	大日本史
	続日本記		職官史
	資治通鑑		令前漢書
	泰西各国史		宋元通鑑
			左伝
			歴史綱鑑補
			三国史
			日本政記
			史記
			日本外史
			国史略
			編年日本外史
			十八史略

学算		修身学		章文		律法	
積分	微分	書經	礼記	文選	唐宋八大家文章	万国公法	治罪法
測角術	代数幾何	大学	中庸	東萊博議	陸宜公奏議	万国立法	刑法
	代数	孟子	論語	陳龍川文集	王陽明文粹	万国立法	泰西国法論
平算	幾何	名臣言行録	孝經	文章規範読本	文体明弁抄	国体新論	本朝政体
	靖献遺言					英政如何	

一 生徒在学期限 満二ケ年トス

一 生徒等級 甲乙丙丁ノ四級ニ分楷ス

一日授業時間 五時間トス

受業料 寄宿生ハ之ヲ収セス、外来生ハ金十二錢ヲ収ム

生徒試験ノ期限 試験ヲ大小ノ二様ニ分チ、大試験ハ毎年春秋

(春三月) ノ二期トシ、小試験ハ毎月末ニ於テス

(秋九月) 右之通、開業仕候、此段上申仕候也

明治十三年十月四日 府下市ヶ谷八幡町十五番地居住

長崎県士族

校主 副島 宏印

神田区学務員

井上 安右衛門[㊦]

東京府知事 松田道之殿

庚辰学校は、開業上申の提出に先立ち、新聞に開業広告を出している。それが左の広告である。

来る廿五日頃、駿河台鈴木町拾三番地に於て開校、皇漢学（歴史、法律^{新刑法、治罪法共}、経書、文章、数学）を教授す、入学志願の者

ハ本月廿三日迄、本校へ御申込有之度候事

但、校則等ハ本校に備置候也

明治十三年九月十二日

庚辰学校³⁸

この開業上申や広告を見る限り、法律専門の学校ではないが、フランス法や中国法を始めとしたかなり本格的な法学教育を行おうとしていたことがわかる。そして「刑法」と「治罪法」が学べる学校であることを強調している点が、明治一三年という時代を象徴している。というのも刑法と治罪法が公布されたのが同年七月一七日のことであったからである。

教員を務める村地は石附實氏が作成した留学生一覧によると、当時の名前は村地才一郎、出発年は明治四年、帰国年は同六年、行き先はイギリスのユニバーシティ・カレッジ（University College London）、帰国後は「征韓派として活動」とある³⁹。一方、『幕末明治海外渡航者総覧』には、同じく村地才一郎の名前で、出身校は大学南校、渡航時の所属機関は司法省、渡航先はアメリカ、渡航期間

は明治四年から六年、刑部省から派遣された公費留学とある⁴⁰。

いずれもこの上申書の村地の履歴と差異が見られるが、明治三年といふかなり早い時期に、刑部省（司法省の前身）からの派遣でアメリカに留学していることから、将来を嘱望された優秀な人物であったことは間違いない。渡航時期も渡航先も渡航目的も、専修大学創立者の一人である目賀田種太郎とほぼ同じであるが、目賀田の伝記にその名前を見出すことはできなかった。

村地の自伝⁴¹に拠ると、アメリカに留学したのは明治三年十二月で、目的は「詞訟課勤学」のためとある。留学期間は一年半あまり、ニューヨーク州の「オルバニー市の学校において、主として租税に関することを研究した」という。法学ではなく財政学を学んでいる。そのため帰国後は、司法省ではなく、大隈重信の斡旋で大蔵省の租税寮に出仕するも十ヶ月あまりで辞職。以後、征韓派の論者として活動し、江藤新平らを主導者とする土族の反乱「佐賀の乱」にも参加している。庚辰学校が設立されたのは、佐賀の乱の六年後のことであった。

しかし自伝には庚辰学校について何も書き残していない。庚申学校の設立は明治一三年九月であるが、村地は、同年一月には同郷でこの時期、元老院議長でもあった大木喬任の推挙で元老院に出仕、翌々一五年には司法省雇へ転身している。一四年に大木が元老院議長から司法卿に異動しているので、その関係で村地も移ったと思われる。このように村地は開校すぐに官員となっており、庚辰学

校で教鞭を執ることはなかったと思われる。

村地のその後を見てみると、明治一九年六月七日に「予審掛を命ず」という辞令が司法省から出されていることが確認できる⁴²。その際の肩書きは判事。同年八月には予審掛を解かれて、福島始審裁判所判事を命じられている⁴³。その後は、仙台裁判所、名古屋控訴院、最後は札幌司法裁判所長も務め、昭和一四年（一九三九）四月一九日に九三歳で亡くなっている⁴⁴。

庚辰学校については、京都府宮津において設立された教育機関（後に政治結社に）「天橋義塾」の創立者の一人である小室信介が書いた「平仮名国会論 第十篇 守旧論者の惑を解く（下）」と題された新聞記事により開校後の様子を知ることができる。

（前略）頃日聞く処に依れば、日本開明の中心たる東京府下の謬見、勤王党派あり、自ら名けて勤王護国有志会と云ひ、即ち東京神田区小川町、高松実村氏なる者之が発起人となり、新聞に広告して其同志を募れり、又一派あり、其派頭は嗣島宏氏と云ひ、現に東京駿河台に庚辰学校と云ふ王政主義の学校を建て、而て將に本社を大坂に設けて東京にハ五個若くハ六個の分社を置くの企あらんとすと云ふ⁴⁵

開校約半年後の明治一四年一月頃の庚辰学校に関する記述であるが、この学校の校長・嗣島宏（上申書では副島宏）は、幕末、高松隊を結成して幕府軍と戦った公家・高松実村が設立した勤王護国有志会の一派であったと記されている。また、庚辰学校は王政主義の

学校として大阪にすでにあり、さらに東京には五、六校の分社を設ける計画となっている、というのである。

この記事の信憑性は定かではないが、この時期、私立法律学校（法律を教えた代言事務所を含め）は大なり小なり自由民権思想を持つ人々が関わっていたが、この庚辰学校が「王政主義」者であった、またはそのように思われていた副島が校主を務めていた点で、他の学校と違う特色を持つ学校であったと言える。

そのほか、同年に設立された法律を教授する学校としては、九月二五日に設立上申を提出した「凌霜学舎」という学校もあった。この学校は、芝区西久保町十八番地において生徒七名でスタートを切っている。教員は吉田義静、学科は「皇朝史類」と「六経、法律、諸子百家、歴史之内」「詩文」となっており、庚辰学校と同様、法律を専門とした学校ではない。このようにいくつかの学科のなかに、法律を入れて講義している学校もこの時期、多々あった。

教員を務める吉田義静は、司法省法学校を退校後、フランスに留学経験を持つ明治期を代表する仏文学者で、教育勅語の仏訳も行っている。明治一七年から二〇年にかけては徽典館（現・甲府第一高等学校）の校長を、明治三二年から三七年にかけては東京外国語学校の教授を務めた。また、明治大学創立者の一人・矢代操が刊行に関わった『法律雑誌』の印刷人を引き継いだのが吉田であった。

明治一四年一月に開設届を提出した「日本講法社」は、その矢代操の名前を講師として法学教育を行っていた学校である。

私学開設御届

- 一 校名 日本講法社
- 一 位置 神田区神田美土代町四丁目五番地
- 一 教育之目的 内外各国之法律ヲ教授ス
- 一 教則 法律学
- 一 教科書
 - 一 第一年 一日本刑法 一仏民法 一英売買法
 - 一 アウスチン氏法理論
 - 一 第二年 一仏民法 一仏商法 一英国刑法 一万国公法
 - 一 第三年 一性法講義 一仏民法 一仏行政法 一英受托
 - 一 英訴訟法 一英商法
- 一 等級 毎一年、上下二級二分ツ
- 一 就学年限 三ケ年
- 一 定期試業 毎一年春秋兩度
- 一 教員履歴 別紙ニ上申ス
- 一 法律学
- 一 授業時間 午前九時ヨリ十一時マデ
午後三時ヨリ同五時マデ
- 一 休業 日曜日及大祭日
- 一 日本講法社々則
- 一 本社ハ何人ニ限ラス、男子ニテ十五才以上ノ者ハ入塾ヲ許ス

一 本社ハ内外諸国ノ法律ヲ講究スベキ専門学校トス

一 束脩金壹円 一月謝金五拾銭 一 社費金三十銭

一 法律学志願者ニテ入費ニ乏シキ人ノ為メ、毎年兩度試験ノ上

無月謝ニテ二十名ニ限り、通学及入塾ヲ許ス

但、入学ノ期日ハ新聞紙ニテ広告ス

一 塾中ハ午後十時ヨリ午前六時マテ音読ヲ禁ス

右之通、開設仕候間、此段御届仕候也

明治十四年一月十一日

日本講法社々主

神田区猿楽町一丁目二番地寄宿

山梨県平民 萩原隆五郎

(別紙)

履歴書

日本講法社教員

石川県士族 矢代操

嘉永五年壬子六月廿日生

一 明治六年ヨリ同八年迄三ケ年間、司法省法律学校ニ於テ仏国

法律教師ボワソナード氏并ニブースケ氏ニ就テ仏国国法及行

政法ヲ学ブ

一同九年ヨリ講法学校・時習社ノ二社ヲ設立シ、講法学校ニ於

テハ法律ヲ教授シ、時習社ニ於テハ法律雜誌ヲ発兌ス、右二

社共今日尚維持ス

一 明治十二年十月三十一日刑法草案審査局雇拜命ス

一 右同日治罪法草案審査局兼務拜命ス

一 明治十三年五月十一日陸軍刑法草案審査局兼勤拜命ス

一 同年十月十六日海軍刑法審査局兼勤拜命ス

右之通ニ御座候、以上

右 矢代操

明治大学創立者の一人である矢代操については、当然のことながら明治大学において研究が進められており、履歷書にある通り、明治九年に講法学会で講義を行っていたこと、そして司法省に関する書籍を刊行した時習舎の設立に関与し、『法律雜誌』の印刷人に名を連ねていたことについては、これまでも言及されてきた⁴⁶。しかし、この開設願および矢代自身が文案を作成したと思われる履歷書によれば、明治大学設立に先立つ時期に、もう一つ日本講法社という教育機関に関わっていたことがわかる。

設立者の萩原については、明治一五年一月三二日に、「神田区美土代町四丁目五番地 代言人萩原隆五郎」の名前で「詞訟事件 代言並に鑑定事務に従事す」という広告⁴⁷を出しているように代言人であった。矢代と萩原の関係は、不明であるが、矢代が、明治法律学校を創立以前に、複数の学校において積極的に法学教育を行ううとしていたことを、この学校の開設願から知ることができる。

明治一五年には「はじめに」に触れた「共学修律社」も開校して

いる。開業上申書によると、校名は「共修舎」。共学修律社の略称であろう。学則は「法学」、教科書は「コードナボレラン」「日本治罪法」「同刑法」とある。コードナボレランとはナポレオン法典、つまりフランス民法典のことである。授業時間は「午後二時ヨリ四時マデ」、授業料は「束脩金五拾銭」「月謝金五拾銭」、そして設立者は「三番町五拾貳番地寄留 岐阜県士族 吉川敬修」であった。

この吉川の経歴が変わっている。彼は法学者ではなく医学者であった。蘭学者である広瀬元恭や緒方洪庵のもとで蘭学および医学を習得、その後、フルベッキやアレクサンダー・シーボルトのもとで仏学を修業、大学南校の助教も務めている。そして明治一二年には、眼科医学の試験を受け開業免許も受けている。

吉川が設立した共修舎は、大きく改組され、明治一七年に「仏学法律学校」と名前を変える。その際に提出された開申書を左に掲げる。

第一款 設置目的

一 法律

第二款

一 仏学法律学校 麹町区三番町五十二番地

第三款 学科課程及教科用書別紙甲乙表二出ス

一 教科器械ハ無シ

第四款 学期

一 卒業三ヶ年

一 授業時間 壹週間三十六時
壹日六時、但シ一人

但、午前第九時ヨリ十二時マテ、午後第一時ヨリ第四時マテ

一 日限六ヶ月、即百五十日、但、休日ヲ除キ算入

第五款

一 春秋二季ニ試験ヲナシ、九十問題ニ付白点三十点ヲ得ル者ヲ昇級生トス

一 日曜日、大祭日、祝日、休業ノ事

第六款

一 入学ヲ請フ者ハ、本人ノ宿所姓名ヲ詳記シタル入門証ヲ出サシム

一 本人事故アリテ退校ヲ望ム者ハ、其意ニ任スベシ

一 皆通学生

第七款

一 生徒定員及入学生徒ノ学力
一 生徒定員五十人入学ヲ許ス
一 小学全科卒業同等ノ力ヲ有スル者

第八款

一 教員々数職務心得
一 教師 壹人
一 生徒ノ進歩ニ尽力シ、怠惰ヲ督責シ、勉励セシム

同教師ノ学力

一 普通学・歴史・法律ヲ研究セシ者

第九款

生徒訓戒

一 授業中飲酒致セシ者

一 教師ヲ侮慢シ、又ハ其意ニ悖リ、暴行ヲナシタル者

一 授業中謂レナク雑談致シ止サル者

右条ヲ犯セシ者ハ退校申付ル事

第十款

一 生徒授業料
一 授業料ハ受業者ヨリ月ニ壹円ヲ受業者ニ差出スベシ

第十一款

一 敷地 敷地及建物
一 敷地 三十二坪

一 建物 二十四坪

第十二款

一 経費収支概算
一 収入金六百元

一 支出金百元

右差引残金五百円教師ノ所得

右之通ニ御座候也

明治十七年一月

麹町区三番町五十二番地

東京府士族 吉川敬修^印

東京府知事 芳川顕正殿

乙表	レクチュール	人名	教科書表
	口授		
会話書	ベランゼー	冊数	
	千八百七十年		
	一		

			学律法			表甲		
同	同	同	文典	会話書	レクチュール	一人一週	六時	第一年
同 土曜日	同 金曜日	同 木曜日	同 水曜日	同 火曜日	月曜日 午前第九時迄	六ヶ月	教授時間 百五十	
同	同	同	仏国史	文典	会話書	同		
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 午前第十時迄	後半期	同	第二年
					法律書	同		
					午前第十一時 午後第一時迄	同		
					午後第一時迄	同		第三年
					午後第二時迄	同		
					午後第三時迄	同		
					午後第四時迄	同		

文典	ノエル	千八百七十年	一
仏国史	ジュリー	千八百七十二年	一
ナポレオン法律書	ムーロロン	千八百六十九年	三

このように共修舎は仏学法律学校として再出発したが、明治二〇年八月に、赤坂区赤坂新町三丁目三九番地に移転、そしてその三ヶ月後には廃校届を提出している。

法律を学科に取り入れていた学校はまだある。明治一五年一〇月一〇日に開業届を提出した岐阜県士族・小寺勉爾が、下谷区練堀町十五番地に設立した「共愛学舎」もその一つである。設置目的は「英文・和漢文ヲ以テ別表ノ普通学科ヲ教授ス」とあるが、その学課表を見ると、三年次に「法律書」、四年次に「万国公法」「立法論」を配している。

実は明治一二年八月三〇日の新聞に共愛学舎の広告を見ることが出来る。

学舎狭隘に付、左の所へ転じ、英人其他数名の教員を増し、大
 学予備門・工部・三菱・海陸軍学校等へ入学の学科及び英漢数
 専門の学科を教授す、今般五十名を限り入学を許す

下谷練堀町拾五番地 旧佐藤病院跡

共愛学舎⁴⁸

この広告を見る限り、共愛学舎の創立は明治一二年より前のこと

であり、高等教育機関への入学志望者に対する受験対策を施す教育機関であった。その後、明治一三年一月には「簿記科」を増設⁴⁹、同年九月には昼間だけでなく、夜間も授業を開講⁵⁰、明治一五年二月には、大学医学部受験者のためにドイツ語とラテン語の授業を追加⁵¹するなど、まさに受験対策校としてその時々々の受験者のニーズに応えるべく学科を増設している。法律学を取り入れているのもその一環であり、この時期のまた別の目的を持った法学教育の在り方を示している。

ちなみに共愛学舎は、明治一二年には英語科と独逸学協会学校（現・獨協大学）受験科を設置⁵²するなど、その後も学科の改正・増設を行っており、新聞では明治一三年まではその存在を確認することができる。

明治一六年にも二つの法律学校が誕生している。一つは代言人である島巨邦が設立した「泰東法律夜学校」、そして静岡県土族・三浦応が設立した「有常学舎」である。泰東法律夜学校については、明治法律学校に関連する人々が講師として出講していた学校ということ、『明治大学百年史』にも紹介されている⁵³ので、ここでは「有常学舎」について触れる。

私学開申

京橋区新肴町十九番地

有常学舎

(中略)

別紙調書

一 設置ノ目的 法律学及漢文読書

一 名称及位置 有常学舎 京橋区新肴町十九番地

一 学科及教科書 法律・漢学共教科書表ヲ後ニ附ス

一 学期授業時限及日限

学期三ケ年○授業時限ハ一日六時、一週三十六時○日限二百七十四日○午前八時ヨリ十一時迄、午後一時ヨリ四時迄授業時限トス

一 入学退学及寄宿舎規則

入学退学共規則ナシ、若シ入塾生アルトキハ本人身分引受人ノ証書ヲ取置而已

一 生徒定員及入学生徒ノ学力

生徒六拾名ヲ以テ定員トス
普通小学校卒業者、若クハ試験ノ上其学力アル者ニ限り入学ヲ許ス

一 試業及休日

毎年^{六月}十二^月兩度試験ノ上、其級ヲ進退ス、但シ毎級試験ノ総点数ヲ百点ト為シ、六十点以上ノモノヲ昇級セシム

○毎月末小試験ヲ為シ、毎級生徒ノ順序ヲ進退ス、但シ毎級試験ノ総点数ヲ五十点トナス

休日 祭祀日 日曜日 暑休三十日 年末年頭合二十日間

法律	科学		期学
	数授	時教	
時八十	十	十四	各学 科每 六ヶ月
治罪法 刑法 日本	十	十四	第一期 各学 科每 六ヶ月
時八十	十	十四	第二期 各学 科每 六ヶ月
治罪法 仏蘭西 刑法 仏蘭西	十	十四	第三期 各学 科每 六ヶ月
時六十三	十	十四	第四期 各学 科每 六ヶ月
商法 訴訟法 民法 仏蘭西	十	十四	第五期 各学 科每 六ヶ月
時八十	十	十四	第六期 各学 科每 六ヶ月
同	十	十四	各学 科每 六ヶ月
時六十三	十	十四	各学 科每 六ヶ月
同	十	十四	各学 科每 六ヶ月
時八十	十	十四	各学 科每 六ヶ月
憲法 各国	十	十四	各学 科每 六ヶ月

法律漢学課程表
三ヶ年

- 一 教員員数職務心得及其学力
- 一 教員一名 助教三名
- 一 職務心得 生徒ヲ教育シ、総テ塾中ノ事務ヲ負荷ス、学力教課表ニ依リ教授スルニ足ル者
- 一 生徒訓戒及破毀物償還規則
- 一 生徒訓戒、若シ不品行ノ者有トキハ懇諭ヲ加へ、尙ホ校メサル者ハ退学セシム○破毀物償還規則ナシ
- 一 敷地及建物 敷地八坪 建物二階家八坪
- 一 授業料 一ヶ月一科金五拾錢 二科兼八拾錢
- 一 経費収入概算 一ヶ年経費金二百円 収入金二百円

通計	漢文 讀書
時六十三	時八十 大學 中庸 論語
時六十三	時八十 孟子 小學 易經
時二十七	時六十三 書經 詩經 十八史略
時六十三	時八十 国史略 日本政 記日本 外史
時二十七	時六十三 史記 前漢書
時六十三	時八十 春秋左 史伝 文章軌 範 八大家 讀本

教科書表		法律	
書名	冊数	出版年号	著者氏名
日本刑法	一冊		
日本治罪法	一冊		
仏蘭西六法	二冊	明治八年四月	箕作麟祥訳
各国憲法	一冊	明治十年九月	田中耕造訳

(後略)

先に挙げた「鷲梅学舎」と同様、漢学と法律学を教授する学校ではあるが、その違いは、中国の法律ではなく、日本の法律やフランス法を教授しようとしていた点にある。三浦応は、明治期に『唐宋

八家文詳解』『荀子正解』『百科字彙』などを編纂・刊行している漢文学者で、設置目的には「法律学及漢文読書」とあるが、法律学を専門としていたわけではない。同校は、明治一七年一月には東京府に対して廃校届を提出しているの、開校時期は一年にも満たなかった。

ここまで、現存しない、かつこれまで先行研究で取り上げられなかった私立法律学校を見てきたが、中国法やフランス法を教授する学校が多かったことがわかる。中国法に関しては漢学の素養を持つ人間であれば、教えることが可能であったが、需要という点に問題があったことが考えられる。

フランス法に関しては、明治政府は当初、ブスケやボアソナードといったフランス人の法学者を招聘したことからわかるように、フランス法を参考に法律を編纂しようとしていた。また司法省法学校もフランス法を教授しており、そこで学んだ人間がフランス法を教えることは当然のことである。そうした時代潮流を背景にして、フランス法を教授する学校が設立されたと考えられるが、この時期すでに私的機関としては、東京法学校や明治法律学校があり、その生徒数が二校を合わせると、明治一八年時点で、一〇〇〇人近くになる⁵⁴。また同校の講師たちが教えていた学校も多く、フランス法を教授する私立法律学校は、結果的にはこの二校に統廃合されていったと考えてよいだろう。

おわりに

明治初期から中期にかけて、多くの私立法律学校が設立され、そのなかには現存する学校があり、淘汰された学校があった。それらにも法律学校だけに限られた現象ではないが、専門学校や各種学校に分類された学校のなかで、普通教育や女子教育を行っていた学校を除くと、現存する学校が多いのが、私立法律学校の特徴とも言える。例えば漢学系の学校が数多くあったが、現存するのは二松学舎大学ぐらいと言ってよい。

では、なぜ明治期に私立法律学校として誕生した学校が多く現存しているのか。その点について、最後に触れておきたい。

当然、学校が存続・拡大していくためには需要が必要である。その点、明治一〇年代から二〇年代にかけて法律知識を要する人材は、官も私も、中央も地方も必要としていた。明治二年（一八八八）五月一八日の朝野新聞には「法学生五千五百余人」と題された、次のような記事が掲載されている。

其筋にてハ、目下府下の私立法律学校に在学せる生徒の数を取調べたるに、五千五百余人にして、一昨年の今日に比すれば無慮千五百人以上の増加なりと云ふ、法学の振興実に其盛を極めたりと云ふべきか、併しながら他の実学は其割合に之れに従事するもの少く、頗る権衡を失へる有様なりと⁵⁵

このように他の実学を教授する学校と法律学校では学生の増加の割合が違っていたことがわかる。まさに「法学の振興、実に其盛を

「極めたり」である。このように「五大法律学校」と呼ばれた学校を中心に、多くの私立法律学校は、生徒数を増やしていった。

特に明治一九年の「私立学校特別監督条規」、同二一年の「特別認可学校規則」によって、ある特定の私立法律学校を監督・保護し、特典を与えたことによって、それ以外の私立法律学校とは大きな差異ができることとなった。実際に現存しているのは、この時、選ばれた私立法律学校である。

確かにこれまで述べてきたように、明治一三年の代言人規則の改正によって、法学教育を行ってきた代言事務所を含めた私立法律学校の多くがその姿を消すことになったが、それ以後も、専門学校に分類されていた泰東法律夜学校や茂松法学院はそれなりに生徒を集めていた。また、明治一四年には、政治・法律・哲学・経済を教授する明治義塾も設立されている。ただし、明治義塾は明治一七年に明治義塾法律研究所と改名するも、すぐに廃校する。跡地は増島六一郎が買い取り、その教育は英吉利法律学校に引き継がれた⁵⁶。このように学校の淘汰・統合が盛んであったことも明治期の私立法律学校の特徴と言えるかも知れない。だからこそ廃校となった学校の教員や教育内容を明らかにすることが、現存する学校の設立目的や教育内容の一端を明らかにすることに繋がるのである。

本稿は、明治一〇年代までに設立された私立法律学校のなかでも、現存しない学校を見ていき、その変遷や意義を提示してきた。法学教育に求める役割は上（政府）からと下（民衆）からでは大き

く違う。その点、公的機関と私的機関にその設立目的が違ふことは当然のことである。そして、司法制度の変遷が与える影響も大きい。今回、取り扱うことができなかったが、地域によっても大きく違ふことが想定される。自由民権運動が下火になる、または大日本帝国憲法が制定され、法整備がある程度整う明治二〇年代や三〇年代になると、さらに設立目的や教育内容も変わっていく。実際に国会開設以降、法律学校の人気は下がっていき、「五大法律学校」と呼ばれた私立法律学校も法律以外の学科を増設する例も見受けられる。この点も見えていく必要があるだろう。

また、今回、東京都公文書館が所蔵する開業届から、あまり紹介されていない、いくつかの私立法律学校の史料を掲載したが、見落としも多々あるかと思う。文部省や東京府の学事年報などと照会しながら、今一度精密な調査を行う必要がある。これも今後の大きな課題である。

しかし、今回本稿で述べたように、私立法律学校はその時代時代において役割が変わっていったことや、代言事務所と私立法律学校の繋がりに対しての新たな問題点については提示できたと思う。明治一三年の代言人規則の改正により、代言人は、教育と代言業務を同一機関に行うことができなくなったという先行研究を踏まえて、専修学校の設立の経緯を明らかにしたが、これはあくまでも同一機関でできなくなっただけで、高橋一勝のように私立法律学校設立や教育に関わりながらも、代言人活動を続けた人物もおり、先

行研究で指摘されてきたほど、制約と感ずる代言人はいなかったのではないかと思われる。これからも、今後の課題を果たしたうえで、できれば教育を受けた側からも私立法律学校の意義を提示したいと考えている。

本稿は、平成二八年度基盤研究（C）科学研究費助成事業（課題番号16K03060）「近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明」および平成二九年度基盤研究（C）科学研究費助成事業（課題番号17K03324）「明治・大正期の私立法学教育機関における実務家教員の基礎的研究」の成果の一部である。

（註）

1 各大学の百年史を中心とした記念誌や部局史はもちろん、法政大学大学史資料委員会編『法学の夜明けと法政大学』（法政大学一九九二）、村上博編著『日本近代法学の揺籃と明治法律学校』（日本経済評論社 二〇〇七）、山崎利男『英吉利法律学校寛書―明治前期のイギリス法教育』（中央大学出版部 二〇一〇）などのように、創立期に焦点をあて、明治期の法学教育の意義と自校の役割を論じた論考も数多くある。

2 明治大学は、明治法律学校の名前で明治一四年（一八八一）に、早稲田大学は、東京専門学校の名前で明治一五年に、中央大学

は、英吉利法律学校の名前で明治一八年に、日本大学は日本法律学校の名前で明治二二年に開校している。慶応義塾大学は、安政五年（一八五八）に蘭学塾として開校しているが、法律科を設置したのは明治二三年のことであった。

3 東京都公文書館所蔵

4 専門学校の歴史と役割、その意義については、天野郁夫『旧制専門学校―近代化への役割を見直す―』（日本経済新聞社 一九七八）に、各種学校については、土方苑子編『各種学校の歴史的研究―明治東京・私立学校の原風景―』（東京大学出版会 二〇〇八）に詳しく記されている。

5 吉田昌弘「第二部第五章 東京の各種学校」（前掲『各種学校の歴史的研究』）p123～124

6 専門学校とは、明治六年（一八七三）に公布された「学制二編追加」によって初めて規定された学校で、天野氏によると「やがて西欧の学術技芸を日本語で教授する力をもった人材を育成するための、いわば「教員養成」機関として構想されたという。しかし、その後、その性格付けは変化していき、明治一二年の「教育令」では大学は「法学・理学・医学・文学等ノ専門諸科ヲ授クル所」で、専門学校は「専門一科ノ學術ヲ授クル所」と規定された（天野「前掲書」）。

一方、各種学校を明確に定義する規定はなく、これまでの研究では、各種学校の多くを寺子屋・私塾的な学校が占めていたこと

などが言及されてきた(土方編「前掲書」)。

7 筆者も関係している法律学校研究会には、次のような成果物がある。法律学校研究会講演会・シンポジウム報告書『明治期私立法律学校の連携と対抗―大学史資料の共同利用の可能性をさぐる―』(二〇一六)、『大学史資料センター報告 第三七集 大学史活動(特集:近代日本の幕開けと私立法律学校)』(明治大学史資料センター 二〇一六)

8 『福岡県教育百年史 第五卷 通史編(Ⅰ)』p349(福岡県教育委員会 一九八〇)

9 この点については、福井淳が「嚶鳴社と私立法律学校―明治法律学校を中心として―」(『明治大学史紀要 第四号』明治大学広報課歴史編纂資料室 一九八四)のなかで、自由民権運動の一環として設立されていた結社と法律学校の関係を再規定する必要性を説いている。

10 司法省法学校の研究は数多いが、その代表的なものとして、手塚豊氏によるものがあり、それらは『明治法学校教育史の研究』(慶応通信 一九八八)に収録されている。本稿もこの手塚氏の研究に多くを拠った。

11 松尾章一「明治政府の法学校教育―明法寮と司法省法学校の史料を中心として―」(『法学志林 第六四巻第三・四合併号』法政大学法学志林協会 一九六七)

12 手塚豊「前掲書」p12

13 梅溪昇『お雇い外国人―明治日本の脇役たち―』(日本経済新聞社 一九六五)

14 拙稿「幕末・明治初期の教育事情―幼・青年期の私立法律学校創立者たち―」(『大学史資料センター報告 第三七集 大学史活動』明治大学史資料センター 二〇一六)

15 奥平昌洪『日本弁護士史』p82(西塚定雄 一九一四)
16 国立国会図書館所蔵

17 澤大洋「民権派代官事務所と私立法律学校の創成」(『東海大学紀要 政治経済学部 第二三号』(東海大学出版会 一九九二)

18 『東京弁護士会百年史』(東京弁護士会 一九八〇) p9

19 国立国会図書館所蔵

20 谷正之『弁護士誕生―その歴史から何を学ぶか』p28(民事法研究会 二〇一一)

21 澤「前掲論文」

22 奥平「前掲書」p83

23 『大阪弁護士史稿 上』p623(大阪弁護士会事務所 一九三七)

24 奥平「前掲書」182p

25 東京日々新聞 一八七四年九月二三日

26 奥平「前掲書」p151

27 『文部省第五年報 明治十年』p506(国立国会図書館所蔵)

28 奥平「前掲書」p164

29 『文部省第五年報』によると講法学社の設立年度は明治九年(一

- 八七六)となっている。
- 30 谷正之「前掲書」p55
- 31 麻生誠『大学と人材養成ー近代化にはたす役割ー』p110(中央公論社 一九七〇)
- 32 読売新聞 一八七九年一〇月二八日
- 33 奥平「前掲書」p291
- 34 岸同門会『伝記叢書三四 岸清一伝』p61(大空社 一九八八)
- 35 読売新聞 一八八三年一月三〇日
- 36 明治初期に設立された法律学校については、澤氏の「前掲論文」のほか、橋本誠一「明治初年の代言人と法学教育ー静岡県最初の免許 代言人前島豊太郎の場合ー」(『静岡大学法政研究 第一三巻第三・四号』静岡大学人文学部 二〇〇九年)、村松玄太「近代法制胎動期における私立法律学校の簇生に関する予備的考察」(『大 学史センター報告 第三七集 大学史活動』(明治大学史資料センター 二〇一六)にも一覧表などが掲載されている。
- 37 所蔵先を明記していない史料はすべて東京都公文書館所蔵の史料である。
- 38 読売新聞 一八八〇年九月一五日
- 39 石附實『近代日本の海外留学史』p336(ハネルヴァ書房 一九七二)
- 40 『幕末明治海外渡航者総覧 第二巻 人物情報編』p399(柏書房 一九九二)
- 41 村地信夫編『蟬蛻物語』(村地信夫 一九三六)
- 42 朝日新聞(大阪) 一八八六年六月一日
- 43 朝日新聞(大阪) 一八八六年八月一九日
- 44 朝日新聞 一九三九年五月二二日
- 45 朝日新聞 一八八一年一月二三日
- 46 明治大学史資料センター編『私学の誕生ー明治大学の三人の創立者ー』(二〇一五 創英社/三省堂書店) p111。この書のなかで引用している岸本辰雄の矢代追悼演説のなかでは、講法学舎の設立は明治二年(一八七八)と述べているが、村松氏の「前掲論文」の一覧表のなかでは明治九年となっている。
- 47 読売新聞 一八八二年一月三一日。同年二月二三日にも同様の広告を掲載している。
- 48 読売新聞 一八七九年八月三〇日
- 49 読売新聞 一八八〇年一月一八日
- 50 読売新聞 一八八〇年九月二六日
- 51 読売新聞 一八八二年二月二日
- 52 読売新聞 一八八八年三月一七日
- 53 『明治大学百年史 第三巻 通史編Ⅰ』および村松「前掲論文」に、泰東法律学校が代言人・島巨邦によって京橋区南紺屋町に設立された学校であること、その場所には代言業・精研社があったこと、岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操という明治法律学校の創立者三人のほか、同校の講師たちが教壇に立っていたことが記されて

いる。

54 法政大学大学史資料委員会編「前掲書」p33

55 『専修大学史資料集 第三卷 五大法律学校の時代』p519 (専修
大学出版局 二〇一三)

56 村松「前掲論文」